

公的年金等を受給するひとり親家庭の方へ 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の 申請はお済みですか？

「1世帯当たり5万円」が受け取れます。 (第2子以降1人につき「3万円を加算」) お早めに支給要件をご確認ください！

支給対象となる方

- 児童扶養手当の支給要件に該当している子どもを監護（衣食住の面倒を見ている）等している方であって、以下の①または②のいずれかに該当する方

▶ **平成14年4月1日より後に生まれた子どもが対象**です。

（障害の状態にある子どもの場合は20歳未満が対象です）

- ① **公的年金等を受給**していることにより、**令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない**。

▶ 「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

- ② **平成30年の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていた**ため令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変**するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。

上記①に該当し収入が減少した方には「追加給付」もあります

- 詳細は裏面をご確認ください。

* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903

（受付時間：平日9:00～18:00）

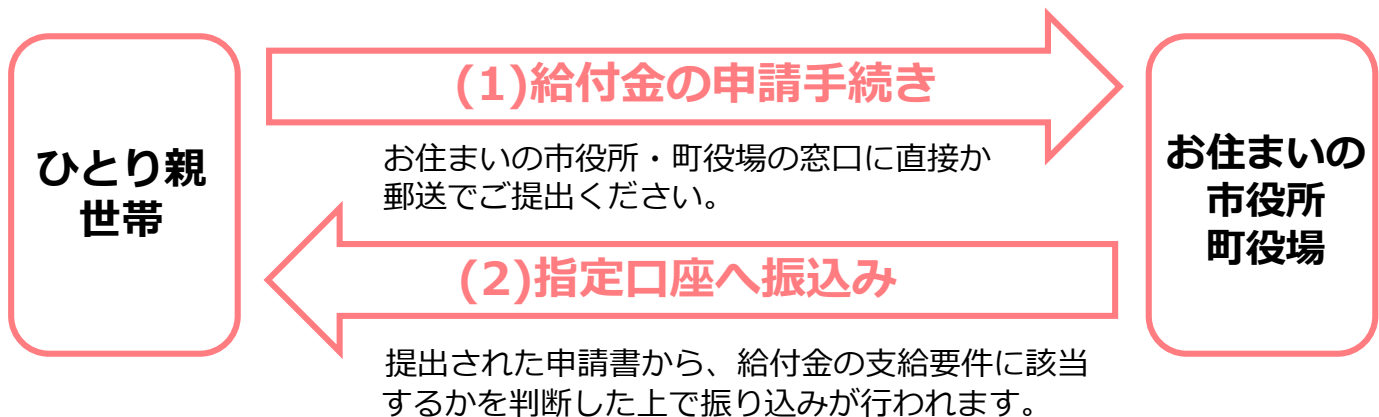
※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、お住まいの市町によって異なります。詳細については、お住まいの市役所・町役場の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口（児童扶養手当担当課）までお問い合わせください。

表面の①に該当し収入が減少した方への「追加給付」について

- ▶ **新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少**した方は、さらに、「**1世帯当たり5万円**」の「**追加給付**」が受け取れます。
- ▶ 「**追加給付**」は**申請書の提出のみ**で、添付書類は必要ありません。
- ▶ 収入の減少額や減少割合に一律の基準はありません。
- ▶ 内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。

給付金の支給手続き

- ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けるためには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要事項を記入して、お住まいの市町の「**ひとり親世帯臨時特別給付金**」窓口（**児童扶養手当担当課**）に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して、申請時に指定された口座に可能な限り速やかに振り込みます。



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所・町役場・県庁や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市役所・町役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。